第11回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成20年6月4日(水)午後3時~午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

柏原清純,窪田正彦,河野征夫,坂下宗生,高橋保子,肥後正徳 氷室隼人,宮﨑 真,横溝邦彦(五十音順,敬称略)

「説明者]

益田首席家庭裁判所調査官,若槻家事首席書記官,永井少年首席書記官 須藤次席家庭裁判所調査官,岡田主任書記官

[事務担当者]

田渕総務課長,永澤総務課課長補佐,賀茂庶務係長

第4 議事

- 1 開会宣言(総務課長)
- 2 委員異動報告
 - (1) 平成20年3月25日付け退任 前田康治
 - (2) 平成 2 0 年 4 月 1 日付け退任 佐藤道恵
 - (3) 平成20年4月10日付け新任 氷室隼人,横溝邦彦
- 3 新任委員あいさつ,自己紹介
- 4 委員長の職務を代理する者の指名

[委員長]

横溝委員を委員長の職務を代理する者に指名した。

[各委員]

(異議なし)

- 5 議事
 - (1) 家事調停について
 - ア 調停室等の見学
 - イ 模擬家事調停を実施
 - ウ 意見交換
 - (ア) 家事調停委員及び家事調停手続についての意見

[委員]

・ 調停委員になられる方のうち,司法に携わってない方に対し,裁判所 としてはどのようなレクチャーをしているのか。

[委員長]

・ 初めて家事調停委員になった者に対しては,新任家事調停委員研修会を行っているし,その他の調停委員の研修等も行っている。また,調停委員によって組織されている調停協会でも,調停委員が独自に勉強会を行っている。

[説明者]

・ 初めて家事調停委員になった者は,裁判官,家庭裁判所調査官及び裁判所書記官からレクチャーを受けたり,また,ベテラン調停委員2名と 一緒に調停期日に立ち会ったりして研鑚を積んでいる。

[委員]

- ・ 調停委員になられた方,例えば,一般家庭の主婦などは,先程説明の あった研修等を受けたからといって,すぐに調停委員としての職務を果 たすことはできないのではないか。
- 会社員などの正業をしながら,調停委員をすることは難しいのか。

[委員長]

会社員などを退職してから任命される者が多いようである。他には専門的な経歴のある者もおり、弁護士、司法書士などの資格をもっている者もいる。

[委員]

調停委員は、どれくらいの法律知識が必要なのか。

「説明者)

・ 裁判所書記官の立場から申し上げて,調停委員に法律的な知識をお願いしたいという気持ちはない。なぜなら,裁判所書記官は,法律の勉強をして書記官になっており,法的な問題又は判断が必要な場面では,一次的には裁判所書記官に相談してもらったらよいからである。裁判所書記官で判断できないことは,家事審判官と協議をした上で,調停委員に対し指示をしている。

[委員]

調停委員が当事者から直接話を聴くのであるから,誤って間違った法律知識を当事者に伝えるのではないか。法律に関して素人であれば当然あり得ることではないか。

「委員長]

・ 法律的な判断が必要となった場合には,調停委員は,すぐに担当の家 事審判官に相談するように調停委員を指導している。

「委員]

・ 調停委員としては、これが法的な事案かどうか判断できない場合があるのではないか。例えば、家事審判官に相談をすべきものなのか、そうでもないものなのか、そういうところの判断があやふやになるのではないか。

「委員長]

・ 調停委員には,調停期日ごとにメモを作成してもらっている。家事審

判官は,調停委員が作成したメモにより,どういうところに法的な問題があるのかを確認し,判例や法律的内容のことを調べ,調停委員に指示をし,調停の進行を行っている。また,調停委員は,就任時に必ずしも法律的な知識を持っていることは必要ではないが,調停委員の能力の向上ということは必要であり,経験に応じてある程度の法律的な知識は身につけてもらっている。

例えば,私自身も,調停協会の主催する勉強会において,講義をする 予定だが,そこでは,遺産分割を題材としながら,法律的なものの見方, 考え方を身につけていただけるようお話をすることとしている。

[委員]

調停委員はどれくらいいるのか。また,調停委員の報酬はどうなっているのか。

「事務担当者]

- 広島家庭裁判所の管内支部を含めて200名程度いる。
- ・ 調停委員の手当として,1日何時間以内であればいくらという形で支給している。

「委員長]

・ 広島家裁では,現在,調停委員の数が減っており,人材の確保に努めている。

「委員]

· 調停委員を希望するものがいないということか。

「説明者」

・ 調停委員の任期満了により,退任された方が多かったからである。

「禿昌)

· 調停委員の組み合わせは,どのように決められているのか。

「説明者]

・ 調停委員に対し、調停事件を指定するときは、個々の事件ごとに、原則2人でお願いしている。家庭裁判所の事件は、夫婦間の問題が多いものであるから、男性1人、女性1人の各調停委員でしている。遺産分割事件の場合、当事者が男性だけであるときは、2人の男性調停委員にお願いすることはあるし、当事者が女性だけであるときは、2人の女性調停委員にお願いすることもある。事案に応じて柔軟に対応している。

[委員]

・ 離婚調停については,離婚することが前提であるのか。模擬調停を見ていて,離婚の方に話を進めているように感じた。離婚調停を申し立て て離婚が成立するという割合はどの程度なのか。

[委員長]

・ 離婚調停を申し立てて,調停離婚が成立する方が多いことは事実である。しかし,中には話し合いにより,当事者双方のわだかまりが解けて, 離婚調停の申立てを取り下げたり,又は離婚はしないが当事者間での約 束事を条項化して欲しいということで,円満調整で調停が成立すること もある。

[委員]

・ 調停というのは,当事者双方が,紛争を円満に解決するというのが目的である。ただし,調停を利用される方の代理人の立場から言うと,少なくとも弁護士事務所に来られた方又は法律相談に来られる方は,「どっちが正しいのか,悪いのか決めて欲しい。慰謝料なんぼくれるのか教えて欲しい。」とすぐにでも裁判をしたいと言い,譲り合いたいとか,丸く解決したいとから方はほとんどいない。

そこで一つ重要なのは 感情的にゴチャゴチャになっている見方を「こういう見方もあるよ。」と「失うことによって得るものもあるよ。」と 柔軟な見方にもっていく作業である。自分の考え方が社会的にどれだけずれているのか,あるいは,第三者によって判断される場合にどれだけの誤差があるのか,そういったものを認識させることによって,自らの考えをより良識的な方向に修正させていくきっかけとなっていくわけである。弁護士が付く場合は,ある程度の筋道を話すが,弁護士が付いていない方は,そういう経験を経ずにいきなり調停に入ることになる。そうするとむき出しの感情なり,思いなりを抱えたまま調停に行って,そこで調停委員が「調停というものは,お互い譲り合うところは譲り合って丸く収めていく。それが目的の手続です。」と言われカチンとくる方が結構いる。例えば,親権者はどうなるのかある程度教えて欲しいと思って調停に行ったのにと,そこの不満がすごく残っている当事者もいることも事実である。

よって,調停委員にもある程度の法律的な素養が必要ではないかと思っている。

「委員長]

・ 調停事件では,評議の中で家事審判官が法律的判断について調停委員 と具体的な話し合いを行い,当事者双方に対し,どのように説明すべき か家事審判官が指示をしている。

「委員

・ 慰謝料についても決めることはできるのか。

「委員長]

・ 慰謝料について調停で話し合いをすることはできる。調停は裁判ではないから、損害について、事実認定を行うことはせず、したがって、調停委員が当事者に対し、話し合いの前提として、例えばということで、慰謝料の額を提示して検討してもらうことはできないと考えている。しかし、家事審判官から人事訴訟事件になった場合を想定し、例えば、相手方が不貞の事実を認めているといった事案である程度の予測が可能な場合などでは、額を提示することはあり得る。

[委員]

「離婚しません。」という内容の調停成立はあるのか。

[委員長]

・ そういった場合は,原則離婚調停は取下げにより終了している。ただし,例外として円満調整の方向で調停成立することはある。例えば,今後,婚姻生活を営むための当事者間の約束などを条項にする場合はある。

[委員]

・ 調停事件について調停委員を指定する際,調停事件当事者と調停委員 が縁故関係にあるか等調査をするのか。

「説明者]

- ・ 調停委員を指定する際は,当事者の住所に近い調停委員は指定しないようにしている。また,調停委員に予め記録を閲覧させ,仮に縁故関係等があるのならば,裁判所書記官に対し,申告するように調停委員を指導している。仮にそのような事実が判明した場合は,当該調停委員は指定しないようにしている。
- (イ) 家事調停を運営する上での問題点についての意見

[委員]

・ 当事者待合室が狭い上,椅子が並んでいるだけで何らの仕切等もなく 当事者のプライバシーが保たれていない。調停委員の当事者への呼び出 し方法も名前で呼ぶことをやめるなど,検討する必要があるのではない か。当事者待合室については,設備の問題なので予算のこともあるが何 とかならないものか。また,代理人の付いていない当事者はこの点をど う思っているのか,伺ってみたい。

[説明者]

- ・ 現在, 当事者待合室において, 委員御指摘のとおり名前で呼んでいる。
- ・ 検討を要する問題であることは認識しているが,仮に番号で呼び出し をすることとなると,番号札を出頭した当事者に渡さなければならない。 また,その番号を調停委員に知らせなければならない。もっと言えば, 番号で呼ばれるのはいかがなものかという心理的な問題もある。

もっとも番号で当事者を呼ぶこととなれば,事件番号で呼び出す方法 も考えられる。残念ながら,当事者の方が事件番号を記憶して来庁され る方は少ないのが現実である。そこで事件番号で当事者をお呼びするの は難しいと考える。

・ 現在のところ,名前で呼ばれたことについて特に苦情等はないが,当事者待合室で,調停委員が当事者を名前で呼ぶことについては,当事者が肩身の狭い思いをすることも考えられる上,個人情報保護に対する意識の高まりから,これまで以上にプライバシーに配慮することも必要であるので,今後検討して参りたい。

「委員「

・ 少年事件の呼出しはどうしているのか。

[説明者]

・ 少年書記官室の窓口に,呼出通知書を提出していただくようにしている。そこで,保護者と少年の顔を認識するので,他の人がいる時,待合室等で名前を呼ぶことはない。

「事務担当者]

- ・ 事前に委員の方から「家事調停不成立の確認のための家事審判官の出席に、1時間余り待たされたケースがある。」との御指摘をいただいており、あわせて「家事審判官の人数不足を感じる。」との御指摘もいただいている。家事調停事件において当事者双方の主張が折り合わず、話し合いによる解決が見込まれない場合は、「調停不成立」といって、家事調停事件を終了するといういわば「区切りの手続」があり、家事審判官が立ち会うことになる。
- ・ この「調停不成立」という「区切りの手続」自体には、殆ど時間がかからないのに、そのためだけに1時間余りもかかってしまったという御指摘と思われる。
- ・ 調停不成立の場面で,担当家事審判官が別の調停事件の当事者の説得 を試みていたり,家事調停委員との評議が長引くような場合に,当事者 の方をお待たせすることはあり,大変申し訳なく思っている。
- ・ 委員からは、「家事審判官の人数不足を感じる。」との御指摘もいただいているところであるが、運用上も、別件に家事審判官が立ち会っている場合であっても、一時的に中座することができる場合があるのではないか等、より一層の工夫をして参りたいと考えている。
- ・ 当庁では,現在「調停充実検討委員会」を立ち上げ,裁判官,家庭裁判所調査官及び裁判所書記官が参加して家事調停事件の審理をより充実させるための検討をしているところである。本委員会の御意見を踏まえ,家事調停手続をより利用しやすいものとするため,引き続き検討して参る所存である。何とぞ,御理解の程お願いする。

[委員]

・ やはり事件を迅速に処理するためには,裁判官の人員を増やして欲し いと思っている。そのことを最高裁にも報告して欲しい。

「説明者]

- ・ 「調停充実検討委員会」について,補足して説明する。
- ・ 調停手続で円満解決ができるようにしていきたいと考えている。できるだけ、調停手続で合意を引き出すため、裁判所としてどんなことができるのか。もちろん、合意ができるということは調停が成立するということであるが、当事者が家庭裁判所の調停手続を利用してよかったと思われるように、裁判所としてどういうところを見直していけばいいのか検討していく委員会である。
- (2) 裁判員制度に関する実施日が平成21年5月21日に決まったことなどの報告
- (3) 次回の広島家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

ア テーマ

[委員]

家裁に寄せられる苦情の種類もしくは内容,又はその傾向について知りたい。 また,苦情に対してどのように対応しているのかも知りたい。

[事務担当者]

次回までに情報を収集し,説明させていただく。また,それに対する御意見 も委員からお聴きしたい。

[委員長]

昨今少年犯罪の被害者に対する配慮等が注目されている。そこで「少年事件」 をテーマに開催したいと思っているがいかがか。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

平成20年12月3日(水)午後3時

以上